

廃棄物処理の概要

（令和6年度版）



（松本クリーンセンター）

松 本 市

目 次

	ページ
1 松本市の概要	1
2 廃棄物処理の組織	2
3 ごみ処理の概要	3
4 ごみ減量の取組み	
(1) 松本市一般廃棄物処理計画	5
(2) 主なごみ減量行動	6
5 最終処分場(不燃物処理場)の概要	11
6 し尿処理の概要	12
7 環境団体等	12
8 各種補助制度	13
9 令和5年度の成果と今後の対応	16
【資料】	
1 資源物常設回収場所	20
2 ごみ収集処理経路と処理施設	23
3 ごみ排出量集計表	24
4 ごみ量等の経年変化	25
5 ごみ分別区分の推移	26
6 資源物等の特別収集	27
7 ごみ減量器機等購入補助	28
8 可燃ごみのごみ質分析	28
9 粗大ごみ受付状況等	29
10 犬・猫等収集・持込み状況	29
11 町会環境衛生部・地区環境衛生協議会等への 交付金・報償費・報酬・助成金一覧	30
12 ごみ分別アプリ「さんあ〜る」ダウンロードの仕方	31
13 『ごみ』×『公式LINE』のメニュー	32

清い水、深いみどりと青い空 ～豊かで美しい環境を次世代にひきつぐために～

1 松本市の概要

私たちのまち松本市は、平成17年4月に四賀・安曇・奈川・梓川の周辺4村と、平成22年3月には波田町と合併し、長野県内最大の市域を有します。

西に日本の屋根「北アルプス連峰」、東に「美ヶ原高原」など雄大な山々に囲まれ、市中心部とは約2,600mの標高差があり、多種多様な植物が生育するなど変化と魅力に富んだ地勢が形成されています。山々から流れる清流は松本平を潤し、人々に豊かな恵みをもたらしています。

また、国宝松本城に加え、令和元年度に新たに国宝に指定された旧開智学校などに象徴される歴史と、花いっぱい運動発祥の地、鈴木メソードやセイジ・オザワ松本フェスティバルなどに代表される芸術文化の息づく教育のまちです。

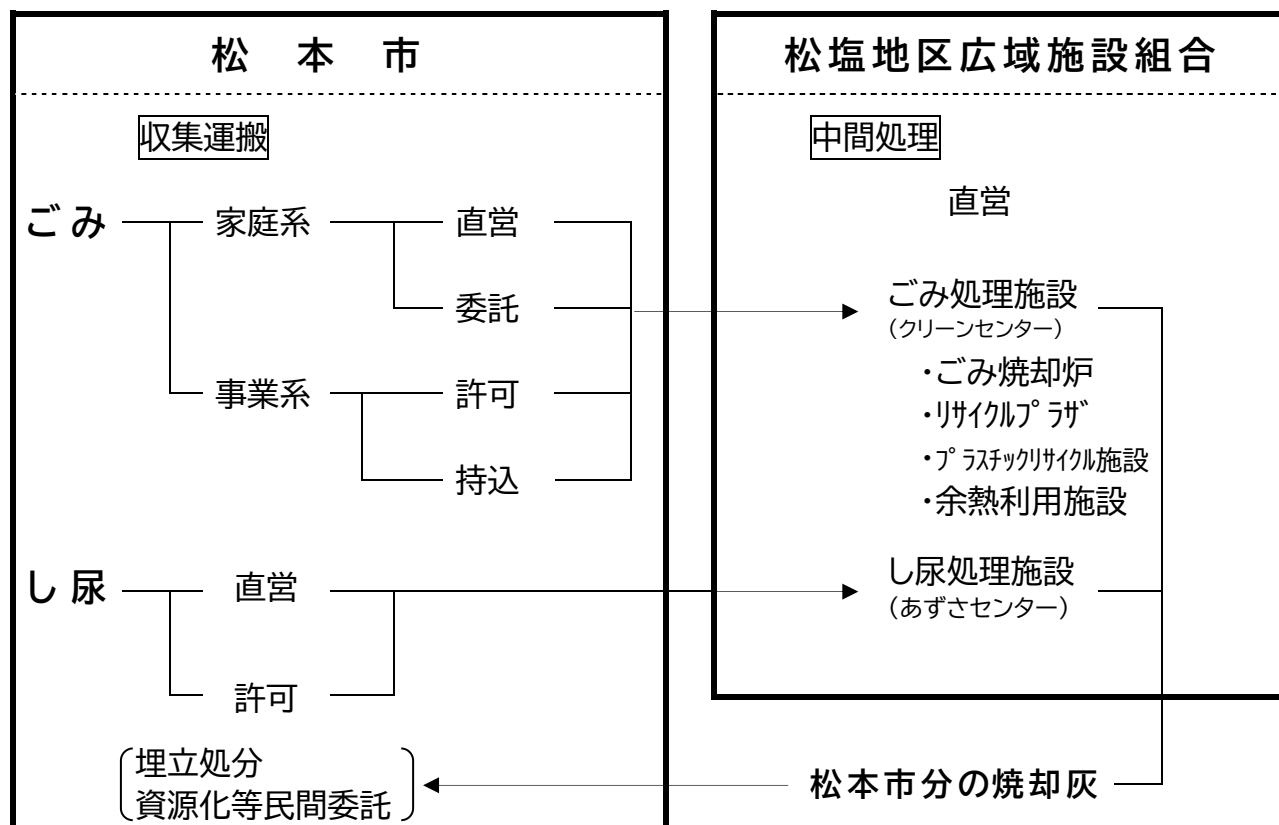
松本市は、三つの「ガク都」(「岳都」「楽都」「学都」)として発展しています。



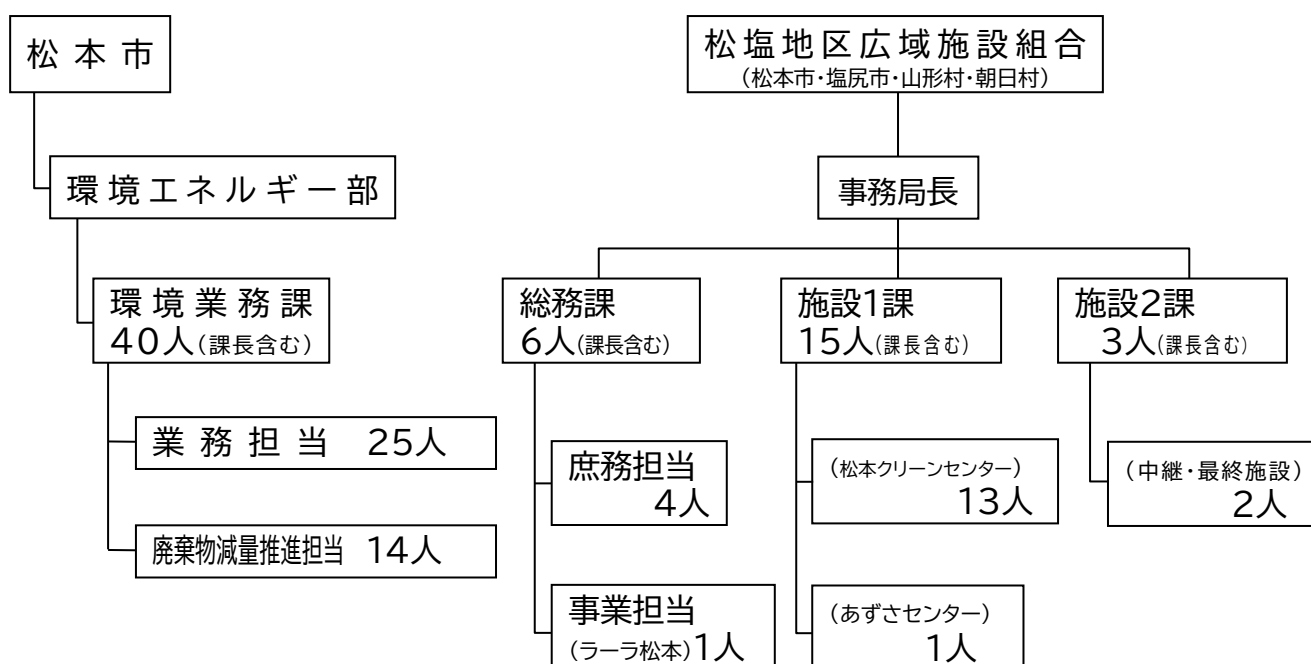
ごみゼロ運動の様子

2 廃棄物処理の組織

廃棄物処理は、松本市がごみ及びし尿の収集運搬業務並びに埋立て業務を実施し、ごみ及びし尿の中間処理業務を松塩地区広域施設組合（構成2市2村）が実施しています。



令和6年4月現在



3 ごみ処理の概要

(1) 分別区分

ごみの減量化・資源化を推進するため、5分別25区分となっています。

(令和6年4月現在)

分別	区 分		出す回数	出し方	集め方	処理方法				
1 可燃ごみ	1 可燃ごみ (落ち葉・剪定枝)		1～3回/週	指定ごみ袋	直営・委託	焼却				
2 埋立ごみ	2 埋立ごみ		1回/月～2回/年			資源・焼却・埋立				
3 破砕ごみ	3 破砕ごみ									
4 資源物	4 プラスチック資源	プラスチック資源	1回/週～2回/月	ばら	直営	資源				
		大型プラスチック資源	1回/月							
	5 アルミ缶 6 スチール缶 7 その他金属	金属類	1回/月～6回/年	市の回収袋	委託					
				ばら又は中身が見える袋						
				8 新聞 9 雑誌その他紙類 10 段ボール 11 紙パック			紙類	2回/月～5・6回/年	紐で縛る (雑誌その他紙類は、紙袋に入れて紐で縛って出すことも可)	
	12 古布	1回/月～1・2・6回/年	中身が見える袋							
	13 ビールびん 14 ジュースびん 15 一升びん	生きびん	1回/月～1・6回/年							段ボール箱等
				19 小型家電			1回/月～2回/年	直営		
	20 ペットボトル	1・2回/月～6回/年	委託							
	21 蛍光管・体温計	1回/月～1・6回/年	直営・委託	資源・有害物処理						
	22 乾電池									
	23 スプレー缶・ライター	1回/月～4・6回/年	直営	資源・危険物処理						
	24 廃食用油	随時(開館時間内)	専用容器・ペットボトル	直営・委託			資源			
	5 粗大ごみ	25	机	1回/週～2回/年			ばら	直営 (軒先収集)	資源又は焼却	
			ステレオ						資源	
			ミシン		焼却					
			カーペット		資源及び焼却					
プリング製品			資源又は焼却							
ベッド枠			資源又は埋立							
物干し台			資源							
物干し竿 (金属製)										
スチールボード 用具一式					資源又は焼却					

※ 「分別」中の「5粗大ごみ」は、9種類ですが、集積所に出さないごみなので1分類1区分として整理しました。

(2) 指定ごみ袋制度

平成7年12月からは、統一指定ごみ袋制度を導入し、可燃ごみ(落ち葉・剪定枝)、埋立ごみ、破碎ごみ、プラスチック資源(プラスチック素材100%で長辺が30cm以下のもの)の4区分5種類について、指定ごみ袋に入れて出すことにしています。

(3) 専用容器

平成11年度からは、雑びん(白、茶、その他の3種類)とペットボトルの専用容器を、平成13年度からは蛍光管・乾電池の専用容器を町会に配布し、それぞれ専用容器に入れて出すようにしています。

平成26年度からは使用済小型家電類を回収するための専用容器を町会へ配布し、全地区で資源物として回収することにしました。

平成29年度からはスプレー缶等・ライターを分別収集することとし、それぞれ専用容器に入れて出すようにしています。

(4) 「落ち葉・剪定枝」専用袋

ダイオキシン対策のため、野焼きが原則禁止され、落ち葉や剪定枝が「可燃ごみ」として出されるようになったことに伴い、平成14年4月から専用袋を破れにくい厚手の仕様としています。

(5) 収集の状況

ア 松本市が収集するごみ

一般家庭から排出されたごみ(家庭系ごみ)と事業者から排出されるごみ(事業系ごみ)の大きく2つに分けられます。

家庭系ごみ	市内2,767カ所(令和5年度)のごみ集積所(ステーション)に出されたごみを、市が直営又は委託により収集しています。
事業系ごみ	市が許可した収集運搬許可業者が、事業者等から収集又は事業者などが直接処理施設へ持ち込んでいます。

イ 家庭系ごみ

分別区分が多く、出し方も複雑になり、月曜日から金曜日のほとんどが何らかのごみを出す日となっています。

「分別が細かすぎる」との苦情もしばしば寄せられはしますが、「分別こそ資源化を推進させる。」という多くの市民のみなさんの意識が本市のごみ分別をここまで定着させて来ました。

ごみ処理に対する市民意識を大切に、分別への努力を引き続きお願いしながら、市が定めたごみ減量目標を達成するために、今後もごみ減量・ごみの資源化を推進します。

ウ 事業系ごみ

ごみ処理における事業者責任や減量、分別及び再資源化に対する意識の高揚が課題となっています。

4 ごみ減量の取組み

(1) 松本市一般廃棄物処理計画(ごみ減量のための計画)

ア 経過

平成20年度に策定し、平成23年度に現波田地区との合併に伴う年度別目標排出量の修正を行った前松本市一般廃棄物処理計画が平成29年度で最終年度を迎えたことから、平成30年3月に松本市一般廃棄物処理計画(平成30年度(2018年度)～令和9年度(2027年度)版)を策定し、令和5年度に中間見直しを行いました。今後も本計画に基づき、様々なごみ減量施策を実施します。

イ 計画の概要

(ア) 基本理念

持続的発展が可能な社会の構築

(イ) めざすまちの姿

- ① 資源の循環で新たな価値を生み出すまち(循環型社会)
- ② 誰もが安全に安心して暮らせるまち(生活環境)

(ウ) 基本方針

3R徹底によるごみ減量の推進

ウ 数値目標

(ア) キャッチフレーズ

減らそう！分けよう！チャレンジ30・10
－1人1日当たりの事業系ごみ30%・家庭系ごみ10%の削減に向けて－

(イ) 数値目標

	平成 24 年度 (2012 年度) (基準年度)	令和 4 年度 (2022 年度) (直近年度)	令和 9 年度 (2027 年度) (目標年度)
総ごみ量 [t]	99,794	85,329	74,093
1人1日当たり [g/1人1日]			
平成 24 年度比	1,122	988	868 23%削減
家庭系ごみ排出量 [t]	42,309	37,289	36,534
1人1日当たり [g/1人1日]			
平成 24 年度比	476	432	428 10%削減
事業系ごみ排出量 [t]	42,744	39,995	28,767
1人1日当たり [g/1人1日]			
平成 24 年度比	481	463	337 30%削減
リサイクル率 [%]	15.0	9.5	12.0
最終処分量 [t]	8,845	2,450	9,403

【算出方法】

- 1人1日当たりの家庭系ごみを平成24年度比で10パーセント削減
1人1日当たりの事業系ごみを平成24年度比で30パーセント削減

(2) 主なごみ減量行動

ア 指定ごみ袋

「指定ごみ袋制度」を取り入れ、ごみの減量を図っています。なお、袋の種類や大きさなどで差はありますが、市場では概ね1袋あたり8円～30円の販売価格となっています。

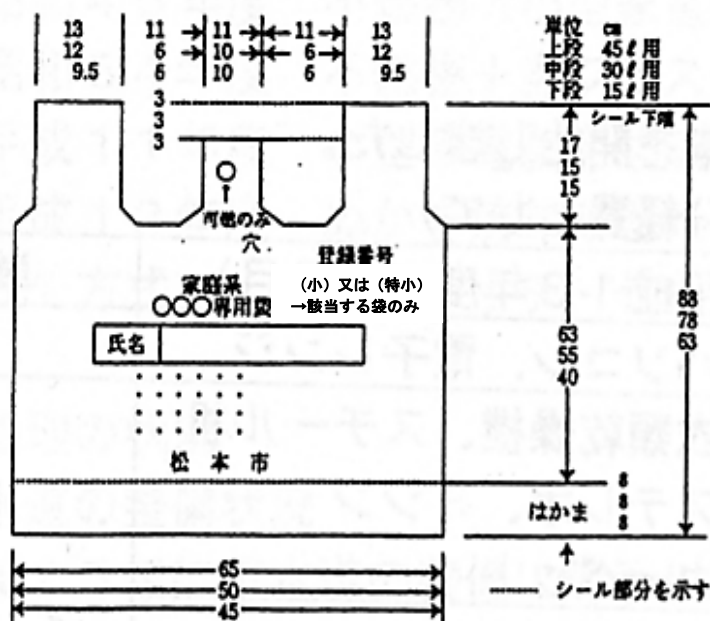
指定ごみ袋の大きさ・材質などの仕様を決める際には、収集時の事故防止などの問題点も解消するように検討を重ねました。

◎仕様決定までの検討事項

a	ごみ袋の大きさは平均世帯で、1収集日1枚使用する大きさとする。 【可燃ごみ用30ℓ、プラスチック用45ℓ、埋立て用30ℓ】
b	ごみ分別に責任を持つように、記名を義務づける。
c	ごみ袋の種類が分かるように文字の色を変える。
d	目の不自由な方に、手で分かるように、可燃ごみ袋にマークの穴をあける。
e	外国人向けに6カ国語表示とする。
f	収集作業員の腰痛対策上、1袋に30kg以上入れると袋が破れる厚さとする。 【各0.02mm程度】
g	怪我対策上、上部は取っ手付、ごみ袋がひっくり返っても安全に収集出来るように、下部にも持つ部分(はかま)をつける。また内容が見えるように透明とする。

◎ごみ袋の仕様(「松本市統一指定ごみ袋の仕様及び登録に関する要綱」に基づき、製造希望者からの申請を受けての登録制です。現在6社が登録済で、市は直接製造していません。)

図中○に入る用語		可燃ごみ				破砕・埋立ごみ		プラスチック資源		
				落ち葉・剪定枝用						
大きさ	縦	70cm以上	55cm以上	90cm以上	80cm以上	70cm以上	55cm以上	80cm以上	70cm以上	55cm以上
	全長	78cm以上	63cm以上	－	－	78cm以上	63cm以上	88cm以上	78cm以上	63cm以上
	横	50cm以上	45cm以上	80cm以上	65cm以上	50cm以上	45cm以上	65cm以上	50cm以上	45cm以上
容量		30ℓ	15ℓ	70ℓ	45ℓ	30ℓ	15ℓ	45ℓ	30ℓ	15ℓ
材質		高密度ポリエチレン		低密度ポリエチレン		低密度ポリエチレン		高密度ポリエチレン		
厚さ		0.025mm以上	0.02mm以上	0.045mm以上	0.035mm以上	0.035mm以上	0.035mm以上	0.02mm以上		
印刷文字色		赤色	赤色	緑色	緑色	青色	青色	黄色	黄色	黄色



イ 「資源物」分別の細分化

- (ア) 資源化の推進のためには市民が排出する段階での分別を徹底する必要があり、資源物の具体的な再利用の方法を説明しながら協力を求めてきました。具体的には、金属類を「アルミ缶」「スチール缶」「その他金属」に細分化し、容器包装リサイクル法に基づくペットボトル、雑びん3種の資源化を実施しました。
- (イ) 平成16年度からは、従来の「廃プラスチック」を、容器包装リサイクル法に基づく「容器包装プラスチック」と「その他プラスチック(可燃)」の分類に移行しました。
- (ウ) 平成26年度からは、「小型家電」の分別回収を開始しました。
- (エ) 平成29年度からは、新たに「スプレー缶・ライター」の分別回収を開始し、当初10種類の資源物が21種類までに増えています。
- (オ) 令和5年度からは、ゼロカーボンシティの実現及び最終処分場の延命化を図るため、全市で容器包装プラスチックのみの回収から、容器包装プラスチックと製品プラスチックを「プラスチック資源」として一括回収するよう分別変更をし、合わせて、製品プラスチックのうち指定29品目で大型のものは、「大型プラスチック資源」として資源化を開始しました。

ウ 有価資源物リサイクル助成事業

- (ア) 昭和61年9月から資源物の回収量を増やすため、資源物の量に応じた助成を開始しました。
- (イ) 平成15年10月1日からは「還元金」と「助成金」の二本立てで行なっていた事業を、「助成金」として一本化しました。
- (ウ) 町会への助成金額は、各町会の回収量から算出しています。
- (エ) 算定の基礎となる回収量は、指定検量所の検量伝票と荷受業者からの伝票を突合し、把握を行なっています。

エ 自家処理の促進

- (ア) 自分で処理できるごみは、自分で処理することを推進するため、昭和58年度から簡易ごみ焼却炉、昭和61年度から堆肥化処理容器の購入費補助制度(補助率1/3)を始めました。
自家処理を一層促進するため、平成4年度からは補助率を2/3としました。
- (イ) 平成10年度からはダイオキシン類発生防止対策のため、簡易ごみ焼却炉に対する補助を廃止し、代わりに堆肥化処理機の購入費補助(補助率2/3)を開始しました。そして平成17年度からは補助率を1/2とし、上限額を25,000円から40,000円に変更しました。
- (ウ) 野焼きの禁止に伴い、平成15年度からは剪定木の資源化のため、剪定木(チップ化)処理機に対しても補助(補助率1/2)を開始しました。
- (エ) 令和5年度までの補助実績

堆肥化処理容器	17,331個(S58年度から)
生ごみ処理機	5,624台(H10年度から)
剪定木処理機	633台(H15年度から)

剪定木処理機



オ 粗大ごみ有料収集の実施(令和6年3月末現在)

	H 4	H 5	H 6	～	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	～	H 2 0	～	H 2 4	H 2 5	～	R 5	収集料金 (円)
テレビ	→	→	→	→	→												—
洗濯機	→	→	→	→	→												—
冷蔵庫	→	→	→	→	→												—
エアコン	→	→	→	→	→												—
電子レンジ	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→		—
衣類乾燥機						→	→	→	→	→	→	→					—
パソコン						→	→	→									—
冷凍庫						→	→	→									—
机 (H16～材質問わず)			→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	830
ステレオ			→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
ミシン			→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
カーペット			→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
スプリング製品 (H14.1.1～)						→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	1,040 (イス1人 用は520)
ベッド枠									→	→	→	→	→	→	→	→	1,040
物干し台									→	→	→	→	→	→	→	→	780
物干し竿 (金属製)									→	→	→	→	→	→	→	→	150
スキー・スノーボード									→	→	→	→	→	→	→	→	260

平成4年度～ 粗大ごみ収集を開始

平成6年度～ 要望が多い4品目(スチール机、ステレオ、ミシン、カーペット)を追加

平成13年度～ テレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコンは「家電リサイクル法」対象品目につき
削除

要望の多い4品目(衣類乾燥機、パソコン、冷凍庫、スプリング製品)を
追加

平成16年度～ パソコンは「資源有効利用促進法」に基づく家庭用PCリサイクル開始に
伴い削除

冷凍庫は「家電リサイクル法」対象品目につき、削除

要望の多い4品目(ベッド枠、物干し台、物干し竿、スキー・スノーボ
ード)を追加

平成21年度～ 衣類乾燥機は「家電リサイクル法」対象品目につき、削除

平成25年度～ 電子レンジは破碎ごみとして収集を開始したことにより、削除
(平成26年度から電子レンジは小型家電として収集)

カ リサイクルプラザの設置(松塩地区広域施設組合)

(ア) 平成11年度から新焼却炉稼動にあわせて、リサイクルを促進するためリサイクルプラザを松本クリーンセンター内に併設しました。

(イ) リサイクルプラザの設備内容

- ・ 破砕機 35t/5h(大型家具等)

キ プラスチックリサイクル施設(松塩地区広域施設組合)

(ア) 平成16年度に容器包装プラスチックのリサイクル施設を松本クリーンセンター内に併設しました。

(イ) 令和5年4月から容器包装プラスチックに加えて、長辺が30cm以下のプラスチック製品もあわせて処理することにしました。

(ウ) 処理能力 11t/5h

プラスチック資源処理の流れ(中間処理=委託)



ク 松本市リサイクルセンターの設置

(ア) 平成20年4月、松本クリーンセンター隣に全ての資源物を常時受け入れ可能な施設として開設しました。

令和5年度からは、市民の利便性向上のため、電子決済を導入しました。

(イ) 受入品目・料金【令和元年10月一部改正】

- a 紙類・金属類・布類・びん・ペットボトル・小型家電 31円/10kg
- b シュレッダー紙・蛍光管・乾電池・体温計・スプレー缶・ライター・カセットボンベ埋立ごみ 110円/10kg
- c スプリング入りマット 940円/個
スプリング入り椅子 470円(1人用)/脚 940円(2人用以上)/脚



ごみ減量とリサイクルの推進及び市民の利便性向上のため、埋立ごみ等も受け入れる資源物常時回収施設として設置し、多くの市民が利用しています。
ペットボトルの圧縮梱包等もこの施設内で実施しています。

ケ 廃食用油資源化事業

- (ア) 平成13年8月から環境にやさしい「てんぷら油再生軽油」の使用をパッカー車2台で開始し、14年7月からは庄内・和田地区で廃食用油のステーション回収を開始しました。
- (イ) 16年4月から市内の中信社会福祉協会「共立学舎」が、再生軽油の精製施設を整備し回収も行い、その精製油(バイオディーゼル燃料)を市が買い取り、パッカー車に使用する、福祉事業者との協働事業を実施することになりました。
- (ウ) 25年度からは、市外の業者に収集運搬及び処理業務を委託して、バイオディーゼル燃料への再資源化を行っています。
- (エ) 29年度から、バイオマスタウン構想を推進する浅間温泉地域環境モデル推進協議会が活用しているバイオディーゼル燃料(B5)を、新たにパッカー車2台への給油を開始しました。
- (オ) 廃食用油をより出しやすくするために、民間1店舗を含め、支所、出張所、地区公民館、福祉ひろば等40か所で回収を行っています。また、市給食センター5か所では、独自に回収を実施し、バイオディーゼル燃料に再資源化を行っています。
- (カ) 令和元年度、浅間温泉地域での事業は中止となりました。現在は、クリーンセンター内に給油施設を設置し、環境業務課車13台に給油を行っています。
- (キ) 令和5年度、庄内・和田地区のステーション回収を終了しました。

コ 食品ロス削減の推進

- (ア) 食べられるにもかかわらず、捨てられてしまっている食べもの「食品ロス」を削減するため、平成23年度から、宴会等において乾杯後の30分間とお開き前の10分間は、自分の席について料理を楽しむという「残さず食べよう！30・10運動」を開始し積極的に周知啓発を行っています。
- (イ) 家庭から発生する食品ロスを減らすため、平成26年度からは、家庭版「残さず食べよう！30・10運動」(毎月30日冷蔵庫クリーンアップデー、毎月10日はもったいないクッキングデー)を展開しています。
- (ウ) 幼い頃から食べものに対する「もったいない」という気持ちを醸成するため、市内の保育園、幼稚園等(全市立園及び一部希望のあった私立園)の年長児と、市内の小学校3年生に対して環境教育を行っています。環境教育後、児童及びその保護者の意識や行動の変化について調査を行っています。
- (エ) 食品ロス削減に、料理を提供する側として取り組む飲食店、宿泊施設及び小売店並びに料理をいただく側として取り組む事業所を認定する「残さず食べよう！」推進店・事業所認定制度を平成28年度から開始し、これまでに387の店舗・事業所等を認定しました。(令和6年3月末現在)
- (オ) 市内での食品ロスの発生状況を把握し、食品ロス削減事業の効果を検証するため、家庭系可燃ごみの組成調査を行いました。(平成25、28、30、令和元、3、4及び5年度実施)また、平成30、令和元、3、4及び5年度は、事業系可燃ごみの組成調査も行いました。
- (カ) 令和2年度には、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で取り組むべきことを明確化し、食品ロス削減の取組みを一層推進していくために「松本市食品ロス削減推進計画」を策定しました。
- (キ) 令和2年度から、事業者から生じる廃棄の迫る食品を消費者とつなげるため、フードシェアリングサービスを展開しています。ソーシャルグッドマーケット「Kuradashi」と自治体運営型フードシェアリングサービス「まつもとタベスケ」を併せてまつもとフードシェアマーケットとし、事業者の形態に合わせて推進しています。

5 最終処分場(不燃物処理場)の概要

	エコトピア 山田	安曇一般廃棄物 最終処分場	奈川一般廃棄物 最終処分場
総面積(m ²)	122,473	8,527	10,000
埋立可能面積(m ²)	67,300	1,750	1,000
埋立可能容積(m ³)	745,000	5,100	1,800
稼働状況	埋立終了	埋立終了	埋立終了
埋立開始	昭和45年	平成11年	平成14年
埋立方式	サンドイッチ・セル方式		
	管理型埋立	管理型埋立	管理型埋立

○エコトピア山田埋立の推移

昭和45年度 不燃物(小型家電製品を含む。)の埋立て開始

昭和54年度 不燃物・廃プラスチック・ぬかを塩化水素対策として埋立て処理

平成11年度 小型家電製品は破碎処理へ・廃プラスチックを焼却処理へ

平成13年度 ぬかを焼却処理へ

平成15年度 埋立ごみストックヤードを建設し、埋立ごみの破碎処理を開始

平成20年度 焼却灰の人工砂化による資源化を開始

平成23年度 飛灰の地盤再生利用による資源化を開始

平成24年度 塩尻市・朝日村とのごみの共同処理開始に伴い、灰の交換を開始。

塩尻市・朝日村分として発生する焼却灰を松本市が引き受け、その代わり
松本市分として発生する灰のうち、引き受けた焼却灰と同量の飛灰を塩尻
市・朝日村へ引き渡しています。

灰の交換に加え、飛灰の資源化量を増やすことで、市内の最終処分場への
飛灰の埋め立てを中止しました。

平成25年度 飛灰の一部の資源化方法を地盤再生利用から人工砂化に変更

平成26年度 焼却灰、飛灰の溶融による資源化、飛灰の委託埋立を開始

平成30年度 平成29年度から行った検討の結果、現在の場所に埋立地を再整備するこ
とに決定

令和 元年度 再整備事業に着手

令和 2年度 年度末をもって廃棄物の埋め立てを終了

令和 5年度 エコトピア山田再整備事業の一部として実施した既存廃棄物の移設工事が
終了したことから、埋立処分終了届を提出

令和5年度 外部処分委託量 (単位:トン)

	資源化量	委託埋立	合計
焼却灰	6,625	0	6,625
飛灰	1,304	1,684	2,988
(灰小計)	7,929	1,684	9,613
埋立ごみ	0	622	622
合計	7,929	2,306	10,235

6 し尿処理の概要

(1) 下水道の整備状況

昭和25年に下水道の整備に着手し、平成12年度に下水道認可区域内の面整備はほぼ完了しました。

そこで、下水道処理区域外の地区では、生活排水を適正に処理する合併処理浄化槽の普及を図り、全市水洗化を促進しています。

(2) し尿処理の状況（令和6年3月31日現在）

	公共下水道	合併浄化槽	汲み取り	収集形態	業者数	車両数
人 口	225,664人	6,609人	1,122人	許可	3社	14台
				直営	－	1台

(3) 浄化槽整備の状況

平成21年度までは、公共下水道等の整備区域外について地区別に2つの制度により整備をしてきました。四賀地区を除く地区については、浄化槽設置整備事業（個人で設置する場合に補助金を交付する制度）で、四賀地区については、浄化槽市町村整備推進事業（市が設置して、負担金及び手数料を徴収する制度）で整備しました。

平成22年度からは全地区の公共下水道等の整備区域外について、浄化槽設置整備事業により整備を促進しています。

（令和6年3月31日現在）

対象戸数		2,678 戸
設置済	浄化槽設置整備事業	621 戸
	浄化槽市町村整備推進事業	977 戸
	その他(補助事業外)	372 戸
	小 計	1,970 戸
未整備		708 戸

7 環境団体等

本市の環境衛生事業を推進するための環境団体等は、下記のとおりです。

(1) 市環境衛生協議会連合会

ア 市環境衛生協議会連合会は、各町会毎(35地区計485町会)に選出された環境衛生部長により組織されています。

イ 環境衛生部長の主な職務

(ア) ごみの出し方(分別)の指導及びごみステーションの設置・維持に関すること

(イ) 町会毎の一日清掃の実施

ウ ごみゼロ運動、散乱ごみ追放キャンペーン、ポイ捨て防止啓発活動等に取り組み、きれいで住み良いまちづくりを目指して活動しています。

(2) 松本市環境美化巡視員

松本市ポイ捨て防止等及び環境美化に関する条例に基づき、町会環境衛生部長及び地区環境衛生協議会長を環境美化巡視員に委嘱します。環境美化巡視員は、次に掲げる状況を確認した場合又は通報を受けた場合は、市にその状況を報告します。

その他、市から依頼を受けた場合は、市や地域住民と協力して、必要な啓発等を行いません。

ア 公共の場所に、空き缶等のポイ捨てや廃棄物の不法投棄が行われた場合

イ 公共の場所に、飼い犬、飼い猫その他の飼育動物の遺棄等が行われた場合及びふんの放置があった場合

ウ 土地等の清掃、草刈り、消毒が適正に行われず、害虫が発生したり、ねずみ等が生息したりして、周辺環境に影響を及ぼしている場合

(3) 河川をきれいにする会

市内の主要河川について、流域の町会、環境衛生協議会、事業所等で構成される18団体が、河川愛護の精神を高揚し、自然環境の保全と河川整備事業の促進に努めるため、自主的に河川の浄化活動に取り組んでいます。

(4) 有価資源物価格協議委員会

松本市有価資源物価格協議委員会設置要綱に基づき、市民代表3名、資源物回収業者2名、荷受け業者代表4名、市職員1名の計10名により、松本市有価資源物価格協議委員会が組織され、リサイクル運営上の問題点及び収集した資源物の適正な売払い価格について協議しています。

(5) 清掃業務(ごみ)研究会

ごみの収集運搬許可業者、委託業者及び市で構成する組織で、ごみの収集問題、事業所ごみ問題、集合住宅ごみ問題等に関する連絡調整、従業員研修等を実施しています。

(6) 資源リサイクル業務研究会

資源物回収業者及び市で構成する組織で、資源物回収に関する連絡調整を行っています。

8 各種補助制度

本市の環境衛生事業を推進するための主な補助事業は下記のとおりです。

(1) 有価資源物リサイクル事業助成金

松本市内における資源物リサイクル運動の健全な推進を図るため、松本市が行う有価資源物リサイクル事業を実施した町会に対して助成金を交付する。

(松本市有価資源物リサイクル事業助成金交付要綱)

ア 助成金の額 資源物回収量×要綱に定めた単価

イ 実績

年 度	収集量	補助金額
令和3年度	3,676t	17,502,174円
令和4年度	3,455t	16,553,302円
令和5年度	3,310t	15,281,574円

(2) ごみ減量機器購入費補助金(平成15年度「堆肥化处理機器」を「ごみ減量機器」に名称変更)

松本市内の一般家庭、店舗、事業所等に対し、ごみ減量機器の設置を推奨し、排出者自らがごみを減量することを促進し、ごみの減量とごみに対する市民意識の高揚を図るため機器の設置に要する経費の一部を補助する。

(松本市ごみ減量機器購入費補助金交付要綱)

ア 補助金額

種類	補助率	限度額
容 器	2/3	15,000円
生ごみ処理機	1/2	40,000円
剪定木処理機	1/2	50,000円

イ 実績

年 度	容 器	生ごみ処理機	剪定木処理機	補助金額
令和3年度	64基	112基	35基	4,061,100円
令和4年度	60基	119基	40基	4,439,000円
令和5年度	83基	156基	30基	5,363,400円

(3) ごみ等集積施設整備事業補助金

地域の生活環境を保全するため、町会等が行う一般家庭等から排出されるごみ等の集積施設の整備に要する経費の一部を補助する。

(松本市ごみ等集積施設整備事業補助金交付要綱)

ア 平成4年度から実施

イ ごみ等集積施設を町会が整備するための経費の一部を助成する。

ウ 補助対象は、用地に要する経費を除く施設整備経費で5万円以上のもの。

エ 補助金額は、補助対象経費の1/2以内とし、30万円を上限とする。

オ 構造上の条件あり。

カ 設置の基準 可燃ごみ用ごみステーション 30世帯以上
 資源物用ステーション 100世帯以上

キ 実績

年度	件数	補助金額
令和3年度	17件	3,429千円
令和4年度	13件	2,274千円
令和5年度	20件	2,767千円

ク 参考【ごみ等集積施設の状況】

ステーション方式により曜日を指定して収集しています。

(令和6年3月末)

収集区分	可燃ごみ	プラスチック資源	破碎・埋立ごみ	資源物	粗大ごみ
ステーション数	2,616	1,806	1,795	1,166	軒先回収
収集者	直 営 委託業者				直営
収集開始時間	8:30～				

◎ ごみステーションの内訳

1 総合(すべての種類)	1,025 か所
2 可燃のみ	881 か所
3 (プラ資源・破砕・埋立)のみ	23 か所
4 資源物のみ	67 か所
5 可燃+(プラ資源・破砕・埋立)	686 か所
6 (プラ資源・破砕・埋立)+資源	61 か所
7 可燃+資源	13 か所
8 可燃+プラ資源	11 か所
ごみステーションの総数	2,767か所

(4) 浄化槽清掃補助金

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置者へ清掃費用の一部を補助する。

(松本市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱)

ア 対象施設 下水道処理区域外、農業集落排水区域外の合併処理浄化槽

イ 補助金額 補助率1/2 補助限度額 2万円

ウ 実績

	基 数	補 助 金 額
令和3年度	237件	3,943千円
令和4年度	250件	4,255千円
令和5年度	216件	3,577千円

(5) 合併処理浄化槽設置整備事業補助金

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、合併処理浄化槽の設置整備事業に対して、補助金を交付する。(松本市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱)

ア 対象地域 公共下水道等の整備計画地域を除く地域

イ 補助金額

地域区分	人槽区分	限度額(A)	限度額(B)	地域区分	人槽区分	限度額(A)	限度額(B)
安曇地区を 除く地区	5人槽	332,000円	222,000円	安曇地区	5人槽	390,000円	260,000円
	6人~7人槽	414,000円	276,000円	(豪雪地帯 指定地域)	8人~10人槽	474,000円	316,000円
	8人~10人槽	548,000円	366,000円		8人~10人槽	660,000円	440,000円
	11人~20人槽	939,000円	626,000円		11人~20人槽	1,002,000円	668,000円
	21人~30人槽	1,472,000円	982,000円		21人~30人槽	1,545,000円	1,030,000円
	31人~50人槽	2,037,000円	1,358,000円		31人~50人槽	2,129,000円	1,420,000円
	51人槽~	2,326,000円	1,551,000円		51人槽~	2,429,000円	1,620,000円

※限度額(A):汚水処理人口の普及にあたるもの

限度額(B):汚水処理人口の普及にあたらぬもの。ただし、個人宅の入替は除く。

ウ 実績

	基 数	補 助 金 額
令和3年度	7基	3,032千円
令和4年度	3基	776千円
令和5年度	8基	2,720千円

9 令和5年度の成果と今後の対応

(1) 令和5年度の成果

ア ごみ関係

(ア) 令和5年度は、総ごみ量は前年に比べ5.1%減少しました。

総ごみ量の減少は、プラスチック資源(大型プラスチック資源含む。)の分別変更などの理由により、家庭系及び事業系可燃ごみが減少したためです。

1人1日当たりの排出量(外国人人口を含む。)は前年と比べ減少(988g→939g)しました。県内の他都市と比較すると依然として多いことから、循環型社会の構築に向け、市民・事業者・行政が協力して引き続き、ごみの発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生使用(リサイクル)に取り組む必要があります。

(イ) 生ごみのリサイクルを推進するために、環境衛生協議会において段ボールを使った堆肥作りの講習会を実施しました。

(ウ) 市環境衛生協議会連合会と共催で、「ごみゼロ運動」や「散乱ごみ追放キャンペーン(令和5年度に「散乱空き缶等追放キャンペーン」から名称を変更)」への一般市民の参加を募り、企業・団体へも参加を働きかけ、一人でも多くの皆さんに環境美化意識を持っていただく取組みを行ないました。

なお、「ごみゼロ運動」や「散乱ごみ追放キャンペーン」は、環境省の「海ごみゼロウィーク」に事業登録し、海洋ごみ削減に向けた全国一斉清掃活動として実施しました。

(エ) 希望する町会に対して、一斉清掃時やごみステーションの整理用に使用する「松本市町会清掃用ごみ袋」を配布しました。焼却時の二酸化炭素排出量を削減するため、配布するごみ袋の材質を環境にやさしい植物由来の原料(バイオマスプラスチック)が25パーセント配合されたものに変更するとともに、ゼロカーボンシティの実現に向けた市民へのメッセージを加えました。

(オ) 不法投棄対策として発見・回収を速やかに行なうため、行動班8名によるパトロールや監視業務を実施しました。また、松本市で開催されるプロスポーツの試合会場で、ポイ捨てや不法投棄の啓発活動を実施しました。

(カ) 32地区に設置した紙類常設回収場所の周知を図り、小紙片を含めた紙類の資源化に取り組みました。

(キ) 年長児を対象に、「ごみの分別と食べ残し」をテーマとした参加型環境教育を、市内の保育園、幼稚園等62園で実施しました。また、小学3年生を対象に、食品ロスをテーマにした環境教育を、市内30校で実施しました。

(ク) 家庭で使わなくなった子ども用品を市内26か所で常時回収し、希望者に無料配付する「松本キッズ・リユースひろば事業」を実施しました。配付会は、ラーラ松本屋内テニスコート及び南部体育館で計6回開催し、約12.5トンのリユースしました。

(ケ) 環境に配慮した取組みを行っている事業所を、市が認定する「eco オフィスマつもと認定事業」において、新規に2事業所を認定しました。また、1社を優秀事業所として表彰しました。

(コ) 公共施設等から排出される剪定枝等を資源化(チップ化)し、バイオマス発電の燃料及びセメントの原料として活用しました。(約910トンを再資源化)

(サ) 家庭で不用になった食器を無料で回収し、状態の良いものはリユース、その他ものは新しい食器の原材料としてリサイクルする不用食器リサイクル事業を市民と協働で11月に市内2拠点にて実施し、約13.4トンを再資源化しました。

- (シ) ごみ分別アプリ「さんあ〜る」を配信し、ごみ・資源物の分け方出し方及び収集日程表など、市民が手軽に情報を得られるよう利便性の向上を図りました。
- (ス) 各イベント等において水切り袋の配布を行うなど、生ごみの水切りの啓発に取り組みました。
- (セ) 回収した羽毛ふとんを、羽毛製品の精製加工を行う業者に搬出し、新たな羽毛製品としてリサイクルを行うことで、可燃ごみ量の削減を図りました。
- (ソ) 家庭系及び事業系可燃ごみの組成・食品ロス調査を実施し、ごみの排出実態の把握を図りました。
- (タ) 市役所で使用する紙の削減と、市民への環境教育に活かすため、令和元年度に導入した製紙機で庁内の廃棄書類から再生紙を作成し、市民への案内チラシ等に使用しました(活用枚数:594,533 枚)。
- (チ) 4月からプラスチックごみの分別を変更し、「プラスチック資源」の収集を開始しました。プラスチック資源の回収量(松塩地区広域施設組合への持込量を含む。)は、1,359 トン(前年の容器包装プラスチック回収量比で約 479 トン増)となりました。これにより、松本クリーンセンターにおける可燃ごみ焼却に伴う二酸化炭素排出量を約 1,326 トン削減する効果がありました。
- (ツ) ペットボトルからマイボトルへの転換によるプラスチックごみ削減を目的として、アクアスポット「swee」(無料給水設備)を、新たに市内5か所に追加設置しました。
- (テ) 飲食店からのテイクアウト利用時に発生するプラスチックごみを削減するため、「アルパッケ」を活用したテイクアウト容器リユースシステム構築事業を実施しました。
- (ト) イベントにおいて多量に排出される使い捨て食器によるごみを削減するため、「イベント用リユース食器導入事業」を開始しました。
- (ナ) 市公式 LINE で、送付された名前やキーワードで分別区分を自動回答する既存のシステムの運用に加え、市民から送付された捨てたいごみの写真とサイズなどの詳細を基に分別区分を有人で回答する仕組みを新たに構築しました。

イ アメリカシロヒトリの防除器具を要望する町会等に貸し出ししました。また、アメリカシロヒトリの防除について、早期に発見し、枝を切り取って踏みつぶす、焼くなど、できるだけ薬剤散布に頼らない方法を広報で周知しました。

ウ エコトピア山田関係

- (ア) より安全な施設とするため、再整備事業を実施中です。令和5年度は、廃棄物移設工事が完了したため、埋立処分終了届を提出した後に、廃止モニタリングを開始しました。また、新処分場の基本設計が完了し、引き続き実施設計に着手しました。
なお、基本設計を実施した結果、工期が1年間延長となり、令和10年4月の供用開始予定となりました。
- (イ) 再整備中は埋め立てができないことから、焼却灰及び飛灰の全量を県外の民間事業者で資源化及び最終処分(埋立)により処理しました。また、埋立ごみについても全量を市内の民間事業者で減容化した後、県外の民間事業者で最終処分(埋立)しました。

エ 松本クリーンセンター関係

松本市を含む2市2村で構成される松塩地区広域施設組合が管理・運営する焼却施設「松本クリーンセンター」は、次期施設の建設を予定しています。

組合では、現施設の隣接地へ新施設を建設することについて、令和3年1月27日に地元の島内平瀬川西町会と島内地区町会連合会の皆さんから同意を得て、令和4年2月には新ごみ処理施設基本構想検討委員会による提言をもとに「新ごみ処理施設基本構想」を、令和5年2月には基本構想をもとに新ごみ処理施設の整備方針を定めた「新ごみ処理施設基本計画」を策定しました。また、令和5年度には建設地及び事業スケジュールの早期確定を目指して関係機関との調整を行いました。

オ し尿処理関係

合併処理浄化槽の設置を促進するための助成制度を継続しました。

(2) 今後の対応

ア ごみ関係

- (ア) 平成30年度以降、処理計画に定めた総ごみ量の目標排出量を達成できていない状況が続いていることから、これまで以上にごみの減量化、分別の徹底及び再資源化の推進に努めます。
- (イ) 食品ロス削減など3Rの取組みを一層強化し、分別の徹底とごみ減量及び資源化の推進のため、広報等を通じた啓発に努めるとともに、説明会のメニューを細分化し要望のある町会へのきめ細やかな説明会や出前講座等を開催します。
- (ウ) 生ごみリサイクルの推進のため、多くの市民に生ごみの堆肥化が普及するよう、より効果的な方法を検討し、生ごみ堆肥化講習会を実施します。
- (エ) 市環境衛生協議会連合会と共催で、「ごみゼロ運動」、「散乱ごみ追放キャンペーン」などを通じて環境美化意識を高める活動を推進します。
- (オ) 集合住宅の中で1棟4戸以上のマンション・アパートに対し、ごみ取扱い責任者の選任により、集合住宅のごみ対策を推進します。
- (カ) 多量排出事業所等を訪問し、分別徹底の周知や排出ごみの減量指導を行い、減量計画の提出を義務付け、事業系ごみの減量を図ります。また、可燃ごみの組成・食品ロス調査の結果を基に、事業形態別に事業所への効果的な排出指導等に取り組みます。
- (キ) 「事業系ごみの分け方・出し方」を活用して事業者等へ事業系ごみ減量・分別の意識啓発や排出指導を実施します。また、松本クリーンセンターへの資源物や搬入不適物の混入を防ぐため、展開検査を実施します。
- (ク) スプレー缶の穴開けによる事故防止のため、スプレー缶の穴開けを不要とし、市民の安全を図ると共に、パッカー車の火災予防のためライターも併せて直営で収集を行います。
- (ケ) 集合住宅の居住者等に対するより効果的な分別促進方法について検討し、ごみの減量化を図ります。
- (コ) 分別変更したプラスチック資源の回収量をさらに増加し、焼却由来の二酸化炭素の排出を抑制するため、引き続き市民に分かりやすい方法での周知啓発に努め、市民の分別意識の醸成を図るとともに、今後も市民にとって分かりやすい排出方法の検討を継続します。

イ 資源物関係

- (ア) ごみ減量化・資源化の一層の推進に向け、資源物の出しやすい環境を整えるとともに、松本市リサイクルセンターの積極的な活用を呼びかけます。
- (イ) 令和元年度に導入した製紙機の更なる活用の推進を図り、職員の紙使用量削減の啓発につなげるとともに、市民への環境教育に活かします。

ウ エコトピア山田関係

エコトピア山田の再整備は、令和 10 年度に新処分場の供用を開始することを目指し、着実かつ安全に進めていく必要があります。また、再整備に伴い再整備期間中は埋め立てが行えないことから、これからも引続き埋立量を削減するため、より一層ごみの減量化を推進するとともに、焼却灰等を安定的に処理できるよう委託先を確保していく必要があります。

エ し尿等関係

下水道処理区域外の水洗化を促進するため、合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への切替えを推進します。

資料 1 資源物常設回収場所

資源物は次の福祉施設、市の施設に持ち込みができます。

地区	施設名	住所	電話番号	持込日 持込時間	紙類※1	シュレッダー	アルミ缶	スチール缶	生きびん	古布	(鉄くずのみ) 金属類	廃食油	牛乳パック
第一	中央公民館	中央 1-18-1	32- 1550	平日 9:00~17:00								○	
第二	第二地区公民館	本庄 2-3-23	39- 3601	平日 9:00~17:00	○							○	
第三	第三地区 福祉ひろば	中央 4-7-28	32- 0168	平日 9:00~17:00								○	
	あがた運動公園 多目的広場	県 1-3-29	34- 5650	水~月(火除く) 9:00~17:00	○								
東部	東部公民館	女鳥羽 2-1-25	36- 8565	平日 9:00~17:00								○	
中央	松本市役所	丸の内 3-7	34- 3000	平日 9:00~17:00	○							○	
	大手公民館	大手 3-8-1	39- 5711	平日 9:00~17:00								○	
城北	城北公民館	開智 2-3-39	38- 0120	平日 9:00~17:00								○	
	中央図書館	蟻ヶ崎 2-4-40	32- 0099	火~日 9:00~17:00	○								
	エルサポート パノラマ	沢村 1-10-9	35- 0811	毎 日 常時可	○		○		○				
安原	安原地区公民館	旭 2-11-13	39- 0701	平日 9:00~17:00	○							○	
城東	城東公民館	元町 3-7-1	34- 0191	平日 9:00~17:00	○								
	城東地区 福祉ひろば	元町 2-6-5	39- 0168	平日 9:00~17:00								○	
白板	白板地区公民館	城西 1-6-17-3	35- 7740	平日 9:00~17:00	○							○	
田川	田川公民館	渚 3-2-7	27- 3840	平日 9:00~17:00	○							○	
庄内	庄内地区公民館 ゆめひろば庄内	出川 1-5-9	24- 1811	平日 9:00~17:00	○							○	
鎌田	鎌田地区公民館	両島 5-50	26- 0206	平日 9:00~17:00	○							○	
	あいらいふ 南原	南原 2-16-13	28- 7041	毎 日 常時可	○	○	○	○			○		○
松南	松南地区公民館	芳野 4-1	26- 1083	平日 9:00~17:00	○							○	
	希望の家	双葉 4-16	31- 6010	月~金(祝日除く) 8:30~17:00	○※2		○						○
本郷	本郷支所	浅間温泉 2-9-1	46- 1500	平日 9:00~17:00	○							○	
	アトリエMOO	浅間温泉 1-30-6	46- 2203	毎 日 常時可	○	○	○	○		○※3	○※4		

地区	施設名	住所	電話番号	持込日 持込時間	紙類※1	シュレッダー	アルミ缶	スチール缶	生きびん	古布	(鉄くずのみ) 金属類	廃食油	牛乳パック
島内	島内出張所	島内 4970-1	47- 0264	平日 9:00~17:00	○							○	
	松本ひよこ作業所	島内 863-1	47- 6916	月~金(祝日除く) 9:00~17:00	○	○	○	○					
中山	中山出張所	中山 3746-1	58- 5822	平日 9:00~17:00	○							○	
島立	島立出張所	島立 3298-2	47- 2049	平日 9:00~17:00	○							○	
新村	新村出張所	新村 2179-7	48- 0375	平日 9:00~17:00	○							○	
	第2コムハウスゆい	新村 2750	40- 3366	毎 日 常時可	○		○	○		○ ※5			○
和田	和田出張所	和田 2240-31	48- 5445	平日 9:00~17:00								○	
神林	神林出張所	神林 1557-1	58- 2039	平日 9:00~17:00	○							○	
	ドリームワークス	神林 5611-4	86- 8812	毎 日 常時可	○	○	○	○			○		○
笹賀	笹賀出張所	笹賀 2929	58- 2046	平日 9:00~17:00	○							○	
	レスパイトケアはちもり	笹賀 3844-4	57- 7065	月~土 9:00~17:00	○	○	○	○					○
芳川	芳川出張所	野溝東 2-10-1	58- 2034	平日 9:00~17:00	○							○	
寿	寿出張所	寿豊丘 424	58- 2038	平日 9:00~17:00	○							○	
	コムハウス	寿豊丘 609-30	85- 2234	毎 日 常時可	○		○						○
	ケ・セラ塾	寿北 7-1-37	88- 6276	月~金(祝日除く) 10:00~17:00	○	○	○	○					
寿台	寿台公民館	寿豊丘 649-1	58- 6561	平日 9:00~17:00								○	
	寿台福祉ひろば	寿台 6-2-10	57- 1168	平日 9:00~17:00								○	
	寿台体育館	寿台 6-2-1	58- 6561	平日 9:00~17:00	○								
松原	松原地区公民館	松原 39-1	57- 2322	平日 9:00~17:00	○							○	
岡田	岡田出張所	岡田町 517-1	46- 2313	平日 9:00~17:00	○							○	
	岡田希望の家	岡田町 480-8	46- 3320	毎 日 常時可	○		○						○
入山辺	入山辺出張所	入山辺 1509-1	32- 1389	平日 9:00~17:00	○							○	
里山辺	里山辺出張所	里山辺 2930-1	32- 1077	平日 9:00~17:00	○							○	
	ムーブ	里山辺 1790	88- 8247	平日 8:00~16:00	○	○	○	○		○ ※6	○		○
今井	今井出張所	今井 2231-1	59- 2001	平日 9:00~17:00	○							○	
	チャレンジ松本	今井 4822-1	86- 2043	毎 日 8:30~17:00	○		○	○				○	○
	ホープ	今井 1535	50- 3552	平日 8:30~15:30	○		○						

地区	施設名	住所	電話番号	持込日 持込時間	紙類※1	シュレッダー	アルミ缶	スチール缶	生きびん	古布	(鉄くずのみ) 金属類	廃食油	牛乳パック
内田	内田出張所	内田 2203-1	58- 2494	平日 9:00~17:00	○							○	
四賀	四賀支所	会田 1001-1	64- 3111	平日 9:00~17:00	○							○	
安曇	安曇支所	安曇 1061-1	94- 2301	平日 9:00~17:00	○							○	
奈川	奈川支所	奈川 3301	79- 2121	平日 9:00~17:00	○							○	
	奈川デイサービス センター	奈川 1575	79- 2001	平日 9:00~17:00								○	
梓川	梓川支所	梓川梓 2288-3	78- 3000	平日 9:00~17:00	○							○	
波田	波田支所	波田 4417-1	92- 3001	平日 9:00~17:00	○							○	
	障がい者就労 センター・はた	波田 6908-1	92- 3355	月~金(祝日除く) 8:30~17:00	○		○		○				○

○ 松本市「ごみ・資源物の分け方・出し方」に従い出してください、年末年始(お盆)休業については直接ご確認ください。

※1 シュレッダーは除きます。

※2 雑誌・チラシ類・その他等の分別が必要

※3 木綿のみ

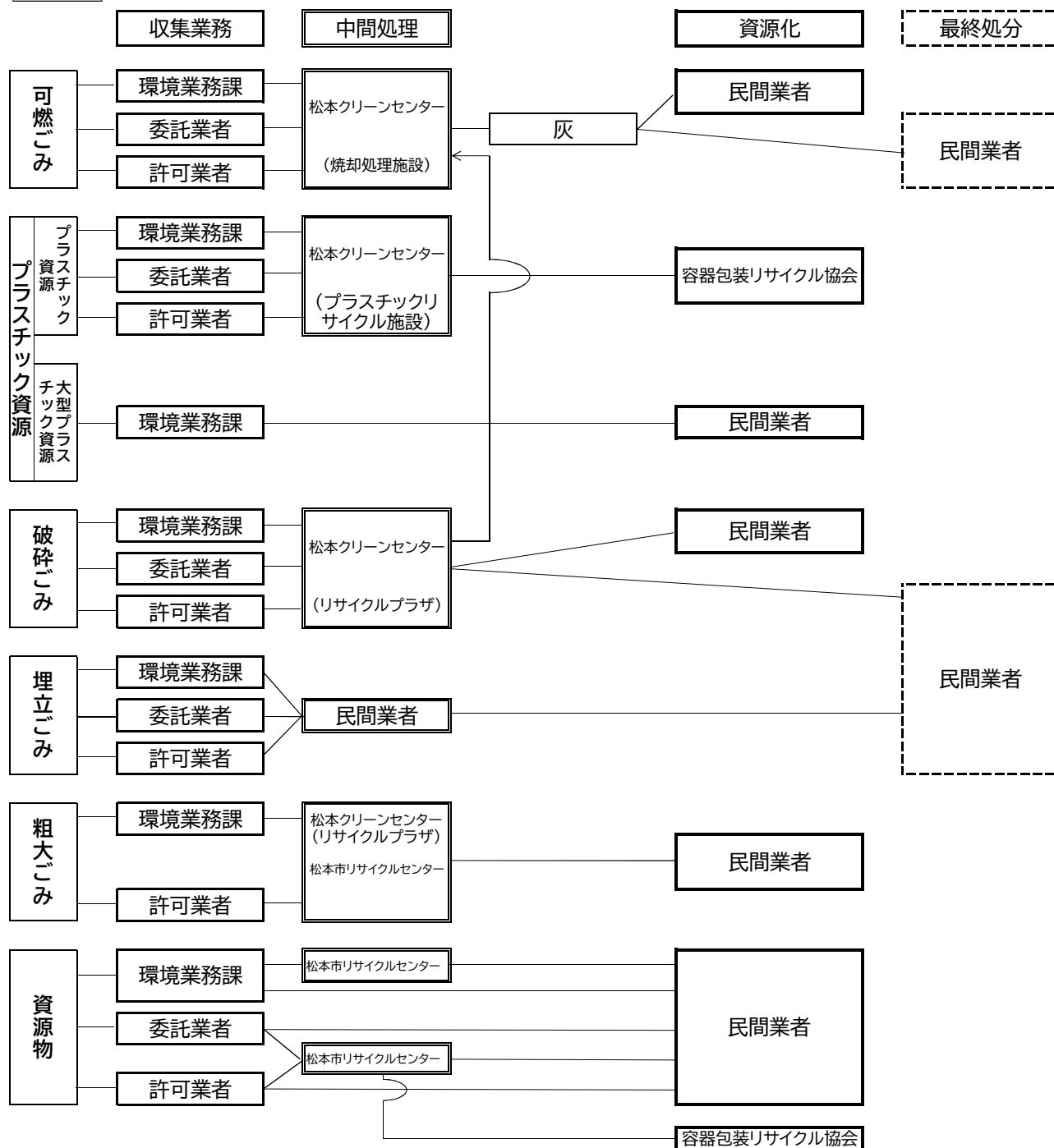
※4 鉄であれば何でも可

※5 和服(絹)、タオル類は不可

※6 衣服のみ

◎白色トレイ、牛乳パックについては、店舗で回収を行っているところがあります。
(各店舗にお問い合わせください。)

資料2 ごみ収集処理経路と処理施設



ごみ処理施設等

施設名	松本クリーンセンター			あずさセンター	リサイクルセンター
	可燃ごみ処理施設	リサイクルプラザ (破碎ごみ)	プラスチックリサイクル施設	し尿処理施設	ストックヤード・中間処理施設
所在地	松本市大字島内7576番地1			松本市大字島内1666-777	松本市大字島内9833-2
処理能力等	全連続燃焼式焼却炉 (ストーカ炉) 450ト/24h (150ト×24h×3炉)	破碎機 35ト/5h 低速回転式 高速回転式	11ト/5h	32kl/日	ストックヤード面積 1,370m ² ペットボトル圧縮梱包 400kg/h
処理方法	排ガス処理:乾式 消石灰・特殊助剤吹込 +バグフィルター 燃焼ガス冷却方式: 廃熱ボイラ	4種選別 鉄、アルミ、 可燃、不燃	プラスチック資源 圧縮梱包	水処理: 前脱水+簡易爆気(下水放流) 污泥処理: 污泥助燃材化(資源化)	ストックヤード: 23分類 ペットボトル圧縮梱包: 油圧式圧縮機
稼動時期	平成11年4月		平成17年4月	昭和63年4月	平成20年4月
運営主体	松塩地区広域施設組合				松本市

資料 3 **ごみ排出量集計表**

区 分			令和4年度 (t)	令和5年度 (t)	増減 (t)	比較 (%)
可燃ごみ	家庭系	直 営	2,508	942	△ 1,566	△ 62.4%
		委 託	34,262	32,587	△ 1,675	△ 4.9%
		小 計	36,770	33,529	△ 3,241	△ 8.8%
	事業系	持 込	4,185	3,914	△ 271	△ 6.5%
		許 可	35,311	34,484	△ 827	△ 2.3%
		小 計	39,496	38,398	△ 1,098	△ 2.8%
計		76,266	71,927	△ 4,339	△ 5.7%	
破碎ごみ	家庭系	直 営	89	89	0	0.0%
		委 託	18	15	△ 3	△ 16.7%
		小 計	107	104	△ 3	△ 2.8%
	事業系	持 込	143	145	2	1.4%
		許 可	53	89	36	67.9%
		小 計	196	234	38	19.4%
計		303	338	35	11.6%	
埋立ごみ	家庭系	直 営	331	319	△ 12	△ 3.6%
		委 託	81	62	△ 19	△ 23.5%
		小 計	412	381	△ 31	△ 7.5%
	事業系	持 込	161	138	△ 23	△ 14.3%
		許 可	142	139	△ 3	△ 2.1%
		小 計	303	277	△ 26	△ 8.6%
計		715	658	△ 57	△ 8.0%	
ごみ量合計	家庭系	直 営	2,928	1,350	△ 1,578	△ 53.9%
		委 託	34,361	32,664	△ 1,697	△ 4.9%
		小 計	37,289	34,014	△ 3,275	△ 8.8%
	事業系	持 込	4,489	4,197	△ 292	△ 6.5%
		許 可	35,506	34,712	△ 794	△ 2.2%
		小 計	39,995	38,909	△ 1,086	△ 2.7%
計		77,284	72,923	△ 4,361	△ 5.6%	
資源物	スチール		519	448	△ 71	△ 13.7%
	アルミ		104	100	△ 4	△ 3.8%
	新聞		823	722	△ 101	△ 12.3%
	雑誌		1,382	1,230	△ 152	△ 11.0%
	段ボール		563	521	△ 42	△ 7.5%
	シュレッダー紙		10	12	2	20.0%
	古布		183	232	49	26.8%
	生きびん		60	52	△ 8	△ 13.3%
	雑びん		1,542	1,485	△ 57	△ 3.7%
	小型家電		499	495	△ 4	△ 0.8%
	ペットボトル		184	187	3	1.6%
	容器プラ		881	1,359	478	54.3%
	蛍光灯・乾電池		90	82	△ 8	△ 8.9%
	スプレー缶・ライター		53	43	△ 10	△ 18.9%
	コンクリート製品		19	21	2	10.5%
	集団回収		1,133	1,069	△ 64	△ 5.6%
計		8,045	8,058	13	0.2%	
総 ご み 量 (t)			85,329	80,981	△ 4,348	△ 5.1%
区 分			令和4年度(台)	令和5年度(台)	増減(台)	比較 (%)
粗大ごみ	軒先回収		1,636	1,457	△ 179	△ 10.9%
	直接持込		2,775	2,756	△ 19	△ 0.7%
	計		4,411	4,213	△ 198	△ 4.5%

資料 4 **ごみ量等の経年変化**

項目 年度	可燃	廃プラ	破碎	埋立	有害	ごみ量	資源物	粗大 ごみ	ごみ資源 総量	灰		し尿	登録人口
	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(台)	(t)	発生量 (t)	資源化量 (t)	汲取量 (kl)	(10.1現在) (人)
昭和36年	11,436			4,591		16,027			16,027			13,421	149,247
昭和37年	11,196			4,350		15,546			15,546			31,021	149,293
昭和38年	7,537			2,631		10,168			10,168			38,039	150,496
昭和39年	10,068			3,565		13,633			13,633			37,730	152,443
昭和40年	15,617			3,882		19,499			19,499			40,129	154,131
昭和41年	21,469			4,368		25,837			25,837			47,734	155,174
昭和42年	22,131			5,805		27,936			27,936			45,850	157,158
昭和43年	25,020			6,608		31,628			31,628			49,643	158,687
昭和44年	27,804			6,691		34,495			34,495			50,933	160,563
昭和45年	28,034			22,325		50,359			50,359			52,032	162,931
昭和46年	30,514			19,920		50,434			50,434			55,987	164,863
昭和47年	32,271			26,694		58,965			58,965			58,931	167,113
昭和48年	36,793			27,622		64,415			64,415			62,607	168,698
昭和49年	34,919			27,555		62,474			62,474			67,033	183,761
昭和50年	41,652			22,988		64,640			64,640			63,416	185,595
昭和51年	43,549			20,175		63,724			63,724			68,709	187,225
昭和52年	44,752			22,464		67,216			67,216			70,102	188,196
昭和53年	44,855			19,608		64,463	2,424		66,887			66,442	189,807
昭和54年	42,219	948		18,162		61,329	2,068		63,397			67,928	190,780
昭和55年	42,837	1,253		9,882		53,972	1,550		55,522	4,578		68,575	192,085
昭和56年	46,192	1,301		9,381		56,874	1,656		58,530	4,715		69,760	192,769
昭和57年	47,945	1,374		8,787		58,106	1,548		59,654	4,589		69,581	193,139
昭和58年	47,524	1,463		8,679		57,666	1,336		59,002	4,716		70,412	193,829
昭和59年	49,800	1,525		9,328	13	60,666	1,461		62,127	4,115		70,347	194,807
昭和60年	51,605	1,667		9,046	32	62,350	1,424		63,774	4,241		70,296	197,340
昭和61年	54,985	1,982		9,330	35	66,332	2,098		68,430	5,193		69,813	198,496
昭和62年	57,911	2,023		8,487	30	68,451	2,475		70,926	5,554		71,258	199,211
昭和63年	63,288	2,227		8,801	30	74,346	2,575	11,946	77,298	6,101		71,602	199,950
平成元年	65,416	2,074		9,264	30	76,784	2,915	12,575	80,096	7,937		66,781	200,698
平成2年	64,137	2,226		9,295	40	75,698	3,282	13,627	79,411	6,830		61,623	200,715
平成3年	64,774	2,132		9,262	30	76,198	4,142	16,340	80,856	6,033		58,408	202,011
平成4年	62,197	2,111		8,959	30	73,297	5,711	15,639	79,502	5,513		53,562	202,998
平成5年	63,045	2,176		8,390	40	73,651	6,483	9,491	80,434	5,805		49,056	203,707
平成6年	63,661	2,222		8,257	40	74,180	7,959	10,429	82,469	6,049		42,431	204,879
平成7年	64,569	2,249		8,226	30	75,074	9,954	10,081	85,347	5,794		35,914	205,523
平成8年	65,018	2,310		8,737	40	76,105	10,488	9,092	86,880	5,578		30,194	206,335
平成9年	66,429	2,848		8,360	40	77,677	11,228	8,528	89,174	5,713		25,243	206,801
平成10年	70,518	3,463		8,109	40	82,130	12,863	9,552	95,295	6,869		20,912	207,741
平成11年	72,304	3,166	763	3,401	30	79,664	14,574	8,883	94,519	9,065		15,506	208,024
平成12年	75,922	3,247	1,008	3,011	40	83,228	15,392	26,369	99,453	9,398		12,204	208,768
平成13年	80,584	3,455	1,049	3,649	—	88,737	16,611	1,629	105,405	10,906		10,476	209,664
平成14年	82,205	3,511	1,084	2,517	—	89,317	15,492	2,596	104,914	11,474		8,580	209,505
平成15年	84,270	3,635	1,220	2,347	—	91,599	14,824	3,151	106,424	12,183		7,718	208,974
平成16年	85,212	1,709	949	1,704	—	89,574	14,582	3,477	104,282	12,582		6,611	208,447
平成17年	91,399	—	951	1,659	—	94,009	16,633	4,037	110,642	12,919		9,896	228,747
平成18年	91,199	—	720	1,681	—	93,600	17,141	3,946	110,741	12,244		9,135	228,726
平成19年	88,935	—	757	1,679	—	91,371	15,914	3,941	107,285	12,157		8,334	228,527
平成20年	83,071	—	734	1,649	—	85,454	16,610	4,412	102,064	11,637	993	7,512	228,389
平成21年	77,890	—	669	1,503	—	80,062	15,545	4,191	95,607	10,658	1,000	6,722	227,763
平成22年	80,996	—	665	1,357	—	83,018	15,989	4,315	99,007	11,811	1,096	7,152	243,322
平成23年	83,295	—	748	3,707	—	87,750	15,920	4,428	103,670	11,862	2,999	6,661	243,721
平成24年	82,743	—	737	1,573	—	85,053	14,741	4,476	99,794	10,667	3,395	6,253	243,699
平成25年	80,979	—	670	1,339	—	82,988	13,465	3,904	96,453	10,531	3,418	5,904	243,250
平成26年	80,438	—	395	1,319	—	82,152	12,521	3,516	94,673	11,152	1,905	5,865	242,436
平成27年	79,680	—	325	1,258	—	81,263	11,567	3,892	92,830	10,745	1,977	5,624	241,890
平成28年	79,457	—	303	1,259	—	81,019	10,774	3,800	91,793	10,847	1,950	5,318	241,410
平成29年	78,393	—	269	1,145	—	79,807	9,986	3,718	89,793	10,613	2,047	5,225	240,628
平成30年	77,453	—	310	1,201	—	78,964	9,354	3,678	88,318	10,131	2,221	5,009	239,695
令和元年	78,742	—	355	1,136	—	80,233	9,305	4,172	89,538	10,689	2,114	4,787	238,835
令和2年	77,136	—	371	1,090	—	78,597	8,695	5,026	87,292	10,514	2,252	4,391	238,244
令和3年	76,279	—	282	754	—	77,315	8,234	4,574	85,549	10,337	8,456	4,310	237,332
令和4年	76,266	—	303	715	—	77,284	8,045	4,411	85,329	10,161	8,415	4,434	236,566
令和5年	71,927	—	338	658	—	72,923	8,058	4,213	80,981	9,613	7,929	4,401	235,664

※ 廃プラスチックは平成17年度から容器包装プラスチックとして資源化。

※ 平成23年度ごみ量には6月30日に発生した地震による災害廃棄物を含む。

[illegible]

資料 6

資源物等の特別収集

(1) 廃食用油の回収量

(単位 : L)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R3	1,084	1,521	1,080	1,178	768	1,015	1,467	872	1,349	844	780	899	12,857
R4	1,381	1,077	938	1,000	990	679	1,172	738	929	781	739	1,015	11,439
R5	1,475	942	830	1,191	745	909	1,185	751	1,281	870	1,075	841	12,095

(2) 資源物集団回収量

(単位 : t)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R3	122.4	100.5	115.8	122.0	85.0	88.2	80.7	125.2	105.8	81.9	54.1	79.4	1,161.1
R4	104.2	104.0	123.9	112.6	86.6	90.9	79.5	114.9	81.7	84.3	64.4	85.8	1,132.8
R5	101.8	88.7	87.6	81.0	87.9	73.1	99.0	111.0	94.2	96.4	77.0	71.2	1,068.9

(3) タイヤ、バッテリーなどの特別回収量

(単位:本、個)

区分	タイヤ	バッテリー	ガスボンベ	消火器	計
R3	1,909	338	54 (※134)	352	2,653
R4	1,756	179	42 (※62)	329	2,306
R5	1,430	133	28 (※71)	248	1,839

※ カセットコンロ用ボンベです。(回収量に含まず)

資料7 ごみ減量器機等購入補助

		(件数)			
年 度	簡易焼却炉	堆肥化処理容器		堆肥化処理機	
昭和58年	464	—	昭和58年度～昭和60年度 購入価格の1/3以内 上限 5,000円		
昭和59年	247	—			
昭和60年	166	—			
昭和61年	228	361	昭和61年度～平成3年度 購入価格の1/3以内 上限15,000円		
昭和62年	155	346			
昭和63年	186	417			
平成 元年	161	289			
平成 2年	134	195	平成4年度～平成9年度 購入価格の2/3以内 上限15,000円		
平成 3年	188	254			
平成 4年	1,226	1,738			
平成 5年	1,154	1,378			
平成 6年	848	2,550			
平成 7年	870	2,578			
平成 8年	794	1,717			
平成 9年	359	1,491			
小 計	7,180	13,314			
		堆肥化処理容器		堆肥化処理機	
		購入価格の2/3以内 上限15,000円		購入価格の2/3以内 上限25,000円	
平成10年	10年度から 補助廃止	747		681	
平成11年		577		960	
平成12年		352		555	
平成13年		354		333	
平成14年		271		337	
小 計		2,301		2,866	
累 計	7,180	15,615		2,866	
		容 器	生ごみ処理機	剪定木処理機	
		購入価格の2/3以内 上限15,000円	購入価格の2/3以内 上限25,000円	購入価格の1/2以内 上限50,000円	
平成15年		146	230	118	
平成16年		169	199	64	
		容 器	生ごみ処理機	剪定木処理機	
		購入価格の2/3以内 上限15,000円	購入価格の1/2以内 上限40,000円	購入価格の1/2以内 上限50,000円	
平成17年		87	260	52	
平成18年		110	235	17	
平成19年		112	213	12	
平成20年		140	229	13	
平成21年		113	185	17	
平成22年		93	149	19	
平成23年		84	124	9	
平成24年		49	69	5	
平成25年		76	102	26	
平成26年		75	80	17	
平成27年		70	41	16	
平成28年		56	57	22	
平成29年		37	45	24	
平成30年		22	44	40	
令和元年		30	43	33	
令和2年		40	66	24	
令和3年		64	112	35	
令和4年		60	119	40	
令和5年		83	156	30	
小 計		1,716	2,758	633	
累 計	7,180	17,331	5,624	633	

資料8 可燃ごみのごみ質分析(松塩地区広域施設組合)

区分 年度	種 類 ・ 組 成 (%)								元 素 分 析 (%)					
	紙類	厨芥類	布類	木竹類	プラスチック類	ゴム皮革	不燃物	その他	水素	酸素	炭素	窒素	硫黄	塩素
令和3年	34.0	9.9	9.0	12.9	25.7	1.0	3.1	4.4	6.6	32.5	47.1	0.9	0.1	0.9
令和4年	33.2	9.3	11.3	15.5	23.2	1.0	2.3	4.2	6.8	33.0	47.5	1.1	<0.1	0.8
令和5年	35.4	7.1	10.2	15.4	25.9	1.1	2.5	2.4	7.2	29.4	51.6	1.0	0.1	0.8

資料 9
粗大ごみ受付状況等

区 分		単 価 (円)	令和3年度 (台)	令和4年度 (台)	令和5年度 (台)
ステレオ		830	10	10	7
ミシン		830	15	10	18
机		830	104	95	80
カーペット		830	47	57	57
スプリングマット		1,040	475	493	425
スプリングイス(1人)		520	105	111	93
スプリングイス(2人以上)		1,040	209	198	197
ベット枠		1,040	253	247	225
物干し台		780	72	92	83
物干し竿		150	142	158	125
スキー・スノーボード(1式)		260	200	165	147
計			1,632	1,636	1,457
エコトピア山田 持込状況	スプリングマット	940	-	-	-
	スプリングイス(1人)	470	-	-	-
	スプリングイス(2人以上)	940	-	-	-
	計		-	-	-
リサイクルセン ター持込状況	スプリングマット	940	1,235	1,307	1,251
	スプリングイス(1人)	470	956	822	830
	スプリングイス(2人以上)	940	751	646	675
	計		2,942	2,775	2,756

資料 10
犬・猫等収集・持込み状況

区 分	令和3年度(匹)	令和4年度(匹)	令和5年度(匹)
有 料 収 集	11	9	6
無 料 収 集	688	1,022	1,076
持 ち 込 み	67	56	57
合 計	766	1,087	1,139

資料11

町会環境衛生部・地区環境衛生協議会等への交付金・報償費・報酬・助成金一覧

	交付金等の名称	支給対象	支給年額 (算出概要)	支給 時期	要綱記載内容
町会環境衛生部	◎町会環境衛生部へ		松本市町会衛生部運営活動費交付金等支給要綱		
	運営活動費 交付金	環境衛生部	世帯数×166円	6月頃	支給年度の4月1日現在の単位町会加入総世帯数(以下「世帯数」という)に166円を乗じて得た額
	◎環境衛生部長個人へ		松本市町会衛生部運営活動費交付金等支給要綱		
	環境衛生部長 報償費	環境衛生部長	世帯数×167円 + 25,000円 (※ただし書きあり)	3月頃	世帯数に167円を乗じて得た額と25,000円との合計額。 ただし、世帯数が300を超えるときは、世帯数から300を減じて得た数に83円を乗じて得た額と75,100円との合計額。 環境衛生部長が年の中途に就任又は退任したときは、左記金額を日割りによって計算して得た額。
	◎環境衛生部長個人へ		松本市条例の規定による		
	環境美化巡視員 報酬	環境衛生部長	7,600円	3月頃	【参考】松本市ポイ捨て防止等及び環境美化に関する条例施行規則 巡視員は、次にかかげる者のうちから市長が委嘱する。 (1)町会の環境衛生部長又は地区環境衛生協議会長の職にある者 (2)市長が特に認めた者
地区環境衛生協議会	◎衛生協議会へ		松本市町会衛生部運営活動費交付金等支給要綱		
	運営活動費 交付金	環境衛生協議会	59,300円	6月頃	
	◎衛生協議会長個人へ		松本市町会衛生部運営活動費交付金等支給要綱		
	衛生協議会長 報償費	会 長	43,000円	3月頃	地区環境衛生協議会長が年の中途に就任又は退任したときは、左記金額を日割りによって計算して得た額。
町会	◎町会組織へ		松本市有価資源物リサイクル事業助成金交付要綱		
	有価資源物 リサイクル事業 助成金	町 会	アルミ	30円/kg	助成金の対象となる資源物の種類及び助成単価
			金属類・雑誌・新聞紙・段ボール・布類	4円/kg	
			一升ビン・2ℓビン・ビール(大・中・小)ジュース	4円/本	
				3月頃	

資料12 ごみ分別アプリ「さんあーる」ダウンロードの仕方

お手持ちのスマートフォンやタブレット端末を使って、お住いの地区の収集日程表の確認や、ごみ分別方法の検索ができます。

また、英語、中国語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語で、「収集日カレンダー」と「家庭ごみ・資源物の出し方・分け方」を配信しています。

各ストアより「さんあーる」で検索しダウンロードしてください。下記の二次元コードからも簡単アクセスできます。

※アプリ利用料は無料(通信料はご負担ください)

※R6年3月末ダウンロード数 32,341件

アプリのインストール



[iPhoneの方] iPhoneは、米国その他の国で登録された Apple inc.の商標です。Iphoneの商標は、アイホン(株)のライセンスに基づき使用されています。



[Androidの方] Androidは、Google Inc.の商標です。

トップ画面



メニューアイコン
お知らせ
今日の収集区分
月別カレンダーアイコン
1週間日程表

収集日カレンダー



分け方・出し方



分別検索



地域設定画面



○初期設定

- ① 設定画面の地域設定からお住いの町会を選択してください。
- ② 都道府県選択→自治体選択→地区選択(収集地区→町会)

◇お問い合わせ先 環境業務課(☎47-1096 fax40-1335)

★『ごみ』×『市公式LINE』のメニュー★

機能を知るその前に・・・

まずは「友だち登録」から

ホームで『友だち追加』を押します



ホーム



友だち追加

(ホーム画面の右上)



QRコードを
読み取ります

友だち検索で以下の
IDを入力します



または



『追加』を押します



Matsumoto city/松本市

友だち 69,050

松本市の公式LINEアカウントです。



追加



投稿

登録完了！

『市公式LINE』で使える『ごみ』に関するメニュー



※様々な情報が配信されますので、可能な範囲で「受信設定」をお願いします

(1) ごみの出し方を検索できます

(2) ごみの収集日通知が受け取れます



【裏面】各メニューについて、実際の使い方をご紹介

【本チラシに関するお問い合わせ】

松本市環境業務課 TEL:0263-47-1096

E-mail:kankyo-s@city.matsumoto.lg.jp

【市公式LINEに関するお問い合わせ】

松本市秘書広報室 TEL:0263-34-3271

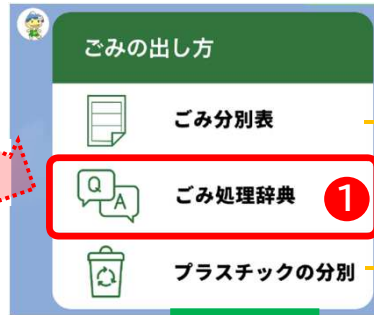
E-mail:hishokouhou@city.matsumoto.lg.jp

ー各メニューについて、実際の使い方をご紹介ー

(1) ごみの出し方（分別）を検索

「捨て方が分からなくて困っていたごみ」を検索

① ごみの出し方の中のごみ処理辞典を選択

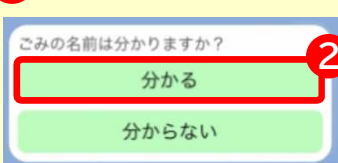


●他の項目を押すと・・・



◎「名前やキーワードが分かるもの」＜自動で返答＞

②「分かる」を選択

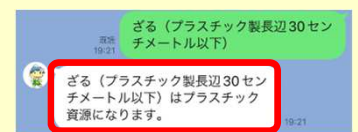


③名前やキーワードを入力し、

④必要に応じて項目を選択



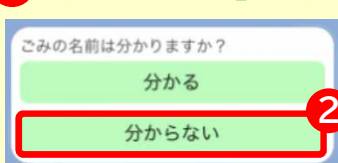
回答が届きます！



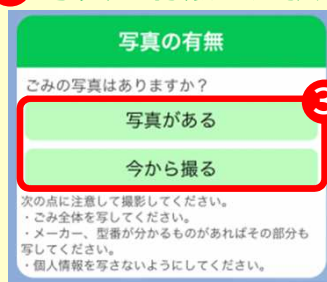
★ひらがなや漢字など、いくつかの入力パターンをお試しください
(例：×かさ → ○傘)

◎「名前やキーワードが分からないもの」＜写真を送ると有人で返答＞

②「分からない」を選択



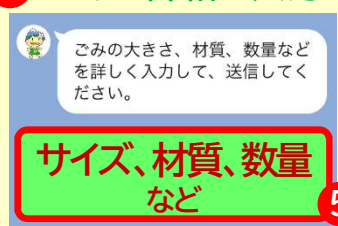
③ 写真の有無を選択



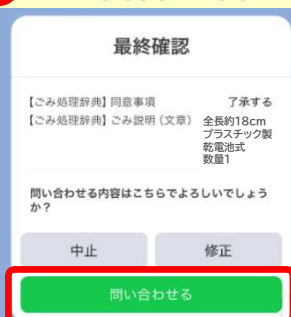
④ 写真を送付（複数送付可）



⑤ ごみの詳細を入力



⑥ 入力内容を確認



回答が届きます！

★情報を詳しく入力してください
(例：メーカー、型番など)

約2営業日
で回答します

【お願い】まずは「名前やキーワード」で検索してください

(2) ごみの収集日通知を受信

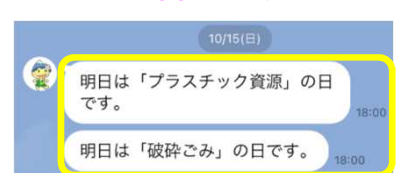
① お住まいの町会を選択



② 収集日通知を受け取りたい「ごみの種別」を選択



「収集日前日の18時」に通知が届きます！



※町会独自の決定により、日程が異なる場合があります



松本クリーンセンター



廃棄物処理の概要

(令和6年度版)

令和6年6月

発行 環境エネルギー部環境業務課

印刷 庁内印刷